

新卒者等に向けて紳士服展示会を開催

J A管内で2月中旬、3月で卒業予定の高校生や買い替えを予定している方に向けて紳士服展示会を行いました。

展示会は、鹿児島市の紳士服のシモノが協力し、毎年2回開催しています。

販売されている紳士服は、デザインだけでなく生地も自分で選ぶことができるオーダーメイドの物もあり、購入後に自分の名前を刺繍できると好評です。



人間ドックの予約受付開始

J A管内で2月21日、令和6年度人間ドックの予約受付が始まりました。

J A各支所の人間ドック受付会場には、早朝から多くの方が予約に訪れました。

5月までの受診に対するキャンペーンや受診料などのご相談は、最寄りのJ A生活福祉課にお問い合わせください。



組合員資格をもう一度ご確認ください

当J Aでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJ A各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ② 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

